

令和 7 年決算特別委員会（知事総括） 開催状況（環境生活部所管）

開催年月日 令和 7 年 11 月 13 日（木）

質 疑 者 日本共産党 丸山 はるみ 委員

答 弁 者 知事 鈴木 直道

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
二 生物多様性等について （一）生物多様性保全条例と計画に対する認識等について 分科会審議において、道の生物多様性保全条例と計画は、法令に基づく保護や規制が及ぶ地域だけではなく、生物多様性保全に貢献するエリアが十分に確保される必要があることを確認しました。生物多様性保全条例と計画に対する知事の認識と、その重要性に対する見解を、改めて伺います。 （二）生物多様性保全の事前検討について 令和 6 年度決算では、保全計画に関連して、釧路湿原の土砂流入対策を行っています。その周辺の湿地は、湿原の維持に欠かせない、生物多様性保全に貢献するエリアと考えます。ところがその湿地に、メガソーラー建設を行う一事業者が、複数年で調査するべきオジロワシの営巣や、キタサンシヨウウオの生息調査を、適切に行わないまま工事に着手をし、違法に樹木を伐採後、土砂で湿地を盛り土したことが今大問題となっています。各部審査で道は、発電事業などを検討する事業者に対し、希少種の生息調査や、生物多様性保全上、重要な湿地の事業実施区域からの回避などを求めていると答えています。それではなぜこのような事態が起こっているのか伺います。 本日午前中、副知事が当該事業者と面会したと承知しています。なぜこのタイミングで事業者を呼ぶことになったのか、あわせてヒアリングの結果を伺います。また、事業者に対し、厳正な対応を求めるべきと考えていますが、知事の考えを伺います。 盛土をされた範囲は広大に広がっています。十分に適切な調査がなされるようお願いしたいと思います。	（知事） 生物多様性保全条例などについてであります。本道は、海と陸の生態系と生物の多様性がつくり出す自然環境が、類いまれな価値を持つものとして、世界自然遺産に登録された知床やラムサール条約に登録された釧路湿原などを有し、国際的な生物多様性の保全にも重要な役割を果たしており、道では、人と自然が共生する豊かな環境の実現を図るため、平成 25 年に生物多様性保全条例を制定するとともに、生物多様性保全と持続可能な利用に関する施策の推進のための計画を策定したところでございます。 道としては、こうした条例及び計画の趣旨を踏まえ、本道の素晴らしい自然環境の基盤である生物多様性を次の世代に引き継いでいくことが重要と考えております。 （知事） 生物多様性の保全についてであります。自然公園や鳥獣保護区など法令に基づく保護地域以外の法に基づく規制が伴わない生物多様性に貢献するエリアにおいては、地域の実情に応じて、土地利用の変化による生物多様性への影響の回避・低減や、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要であります。 これまで生物多様性の保全について、十分な理解や配慮がなされていない開発行為もあることから、道では、アセス制度や各種ガイドラインの説明会で、発電事業等を検討する事業者の方々に対し、希少種の生息状況調査や生物多様性保全上重要な湿地の事業実施区域からの回避などを求めているほか、本庁や各振興局においてもワンストップで相談に対応するなど、様々な機会を通じて、事業者の方々への情報提供や適切な事業の実施等を求めているところでございます。 （知事） 釧路市北斗の太陽光発電事業計画についてでありますけれども、本計画については、土壌汚染調査が、道の再三の指導にも関わらず、いまだ実施されていないことから、本日、担当副知事から事業者に対し、遺憾である旨伝え、改めて早急な調査を強く求めたところでございます。 本日の担当副知事からの指導に対し、事業者からは、指導に対して適切に対応してまいる、との発言があったと報告を受けているところでございます。 事業者からは、その発言があったところであり、道としては今後、事業者が速やかに調査を実施するよう、対応状況を随時確認していく考えでございます。

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
（三）事前検討の必要性について 本来、生物多様性保全の観点から重要な役割を果たす湿地に、盛り土することの是非や必要性、事前に代替案を検討が必要であるのではないのでしょうか。条例・計画には事前検討の考えが明示されてないことが問題だと思います。開発行為に当たって、生物多様性保全条例の反映を検討することが必要ではないのでしょうか。 （四）庁内連携の強化について 今その実効性が問題になっていると思いますが、メガソーラーの開発行為に関しては、生物多様性保全と種の保存法、文化財保護法、森林法、土壤汚染防止法等、16 ないし 17 本の法律と自治体の条例が関与し、所管部も多岐に渡ります。各部審査では、事業者に対し、メガソーラーなどの開発行為によって生物多様性を損失することがないように、生物多様性条例や計画の理念も含め、制度周知を図り、法令の徹底と厳正な運用に向けた手続きの見直しを進めてきたと答弁がありました。しかし、実際には一部の事業者には違法行為が確認され、取り返しのつかない影響を与えています。各法令所管部において生物多様性保全に関する認識を深めるとともに、事業者と自然保護協定を結ぶなど、新たな対策が必要と考えますが、知事の所見を伺います。 （五）野生鳥獣対策と生物多様性保全対策の強化について 各部審査において、北海道環境政策推進会議で湿地における盛り土からの原状回復に関して、今まで議論があったかどうか、お聞きしましたが、答弁がありませんでした。議論されたことがあるのでしょうか。 湿地における盛り土からの原状回復について、議論があったといえないと受け止めます。 （六）原状回復について 原状回復についてですが、釧路市の違法な盛り土現場は、森林法に基づく植樹によって原状回復する方針ですが、環境生活部は、盛り土から湿地への回復について専門的知見を有していないと答弁しています。森林法による現状回復では、遺伝的生物多様性のかく乱に陥ることなく、湿地の森林としての回復を目指せるのか。道は事業者に対し、どのような取組とどこまでの回復を求め、生物多様性の観点からどのように確認していくのか、お答えください。 （七）条例の実効性向上について 先月 30 日、私は、釧路市を訪ね、専門家や市の見解を伺い、釧路市の新たな条例についても説明を受けてまいりました。釧路市では、メガソーラー・開発行為に対して、生物多様性を保全しながら、利用できる区域とできない区域のゾーニングが必要と、条例制定に踏み込んだということを知っていました。一部事業者の違法行為によって、本来共存できる再生エネルギーにマイナスイメージが広がることを懸念されます。本道の生物多様性に満ちた自然環境を、開発行為によって	（知事） 生物多様性保全条例についてであります。条例では、事業者の責務として、事業活動を行うに当たって、生物多様性に及ぼす影響を把握するとともに、生物多様性に配慮した事業活動を行うことなど、生物多様性への影響の回避や低減、持続可能な利用に努めるよう求めているところでございます。 （知事） 庁内連携などについてであります。道では、生物多様性に関する施策の連携や情報共有を行いながら、生物多様性保全条例の理念などを踏まえ、各部局が所管している関係法令に基づき、事業者の方々に対し、適切な対応を行っております。 また、違法な開発行為については、庁内関係部局間での円滑な情報共有を図り、事案を覚知した後、より迅速で実効性の高い指導が行われるよう手続きの見直しを図るとともに、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、法令等の運用に関して、市町村や関係部局間の連携を強化し、事案の早期把握と的確な対応に繋げていくことにより、違反行為への今後の抑止に取り組んでまいります。 （知事） 環境政策推進会議についてであります。この会議では、生物多様性保全条例の理念や計画をはじめ、環境関連の条例や計画などの策定や推進管理について、各部局間の連携や共有、施策の調整等を行ってきているところでございます。 （知事） 森林の復旧についてであります。道では、現在、森林法に基づき、事業者から復旧についての意向を聴取し、自然条件に適した森林の公益的機能の回復方法について、生物多様性の観点からも、釧路湿原の生物に詳しい方々のご意見を伺いながら検討を行っています。 森林の復旧に向けては、引き続き、釧路市など関係機関と調整を行うとともに、土壤汚染対策法など他法令との整合性を図りながら進めてまいります。 （知事） 今後の取組についてであります。道では、再エネの導入にあたっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様のご理解のもと、生物多様性が自然環境や景観との調和を前提に、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と認識をしております。 現在、国では、釧路湿原国立公園の区域拡張などについて、検討が行われているほか、関係省庁連絡会議で太陽光発電事業に関し、法的に規制する施策の検討を進めており、道としては、国の動向を注視するとともに、違法な投資は容認しないことを大前提に、新たに地域住民の理解、自然や生活

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨
損なうことがないよう、今後、実効性ある対策をどのように進めるお考えかお聞かせください。 先ほど申し上げましたオジロワシの営巣、近くに確認されていると。また、これは想像かもしれませんが、その土砂の下にですね、キタサンショウウオがいたかもしれないんですよ。このオジロワシにしてもキタサンショウウオにしても、そこにいるから命をつなげる、そういった大事な命だという風に思います。 道において、生物多様性条例・計画は、取り返しのつかない影響に対する抑止力として、開発行為と生物多様性との共存を果たす要だと考えています。再生可能エネルギーを進める開発行為は、法律を遵守し、正当な手続きのもと、適切な規模で生物多様性を保全しながら進むべきであると考えています。現状の課題を整理し、事業者との自然保護協定締結など、踏み込んだ対応をとる、今そのタイミングだと思うんですけども、知事の見解を最後に伺います。	環境への配慮など再エネ投資にあたり、事業者の方々に必要な対応を求める私の考えをメッセージとして発信し、直接あるいは道の広報媒体を通じ、その遵守を強く求め、環境と経済の好循環の実現を目指してまいります。 今後の対応についてでございますけども、事業者への周知などについて、道としては、違法な開発行為については、土地の取得から林地開発、土地造成や建築まで、各段階に応じ、法令等の運用に関して、市町村や関係部局間の連携を強化をし、事案の早期把握と的確な対応に繋げていくことなどによって、違反行為への抑止に取り組んでまいりたいと考えています。

質 疑 要 旨	答 弁 要 旨